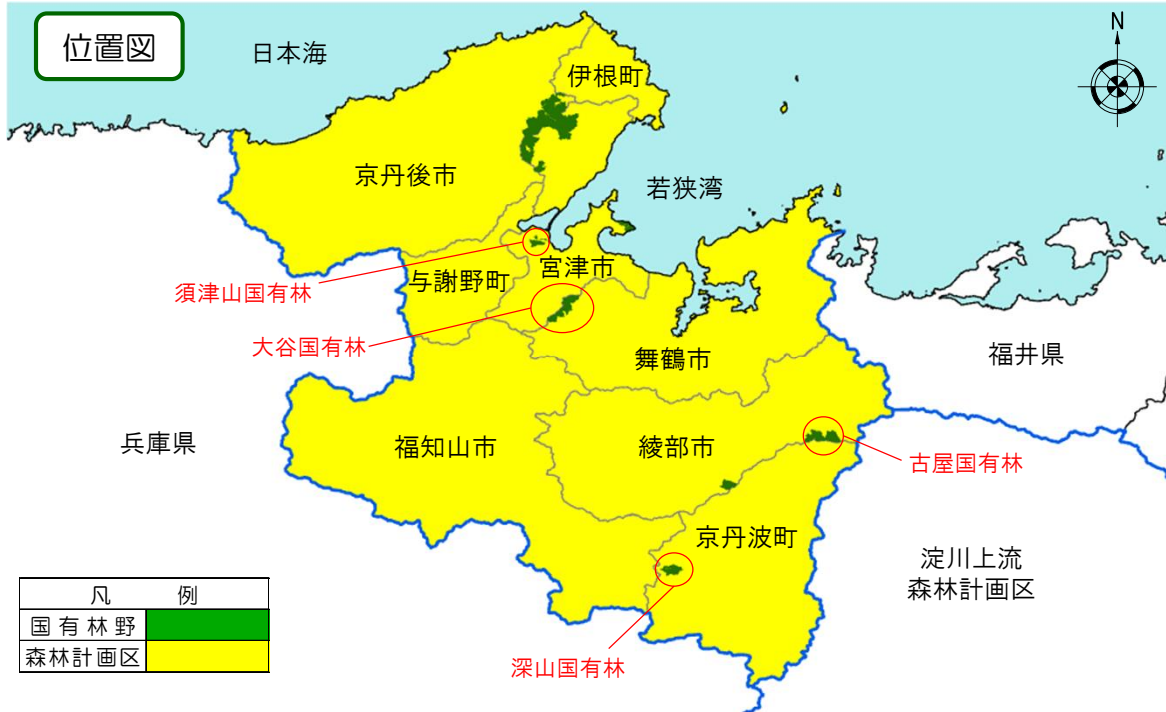


地域管理経営計画の概要

由良川森林計画区（京都府）

1 森林計画区の概況

国有林野面積は2,773haであり、丹後半島に比較的大きな団地があるほか、小規模な団地が点在しています。

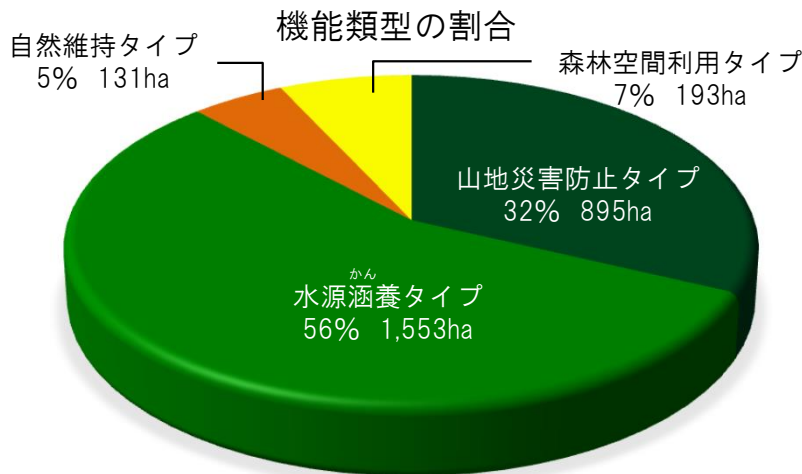
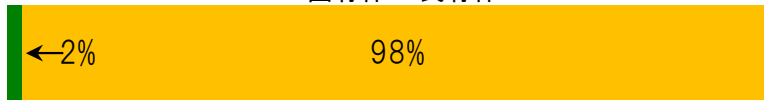


計画区内の総土地面積に占める国有林野の面積割合は1%、森林面積に占める割合は2%となっています。国有林野のうち94%が水源かん養保安林に指定されており、重要な水源涵養機能の一端を担っています。

宮津湾沿岸部の国有林野は、日本三景の一つである「天橋立」の周辺に位置しており、「丹後天橋立大江山国定公園」の一部に指定され、保健休養の場として多くの人々に利用されています。

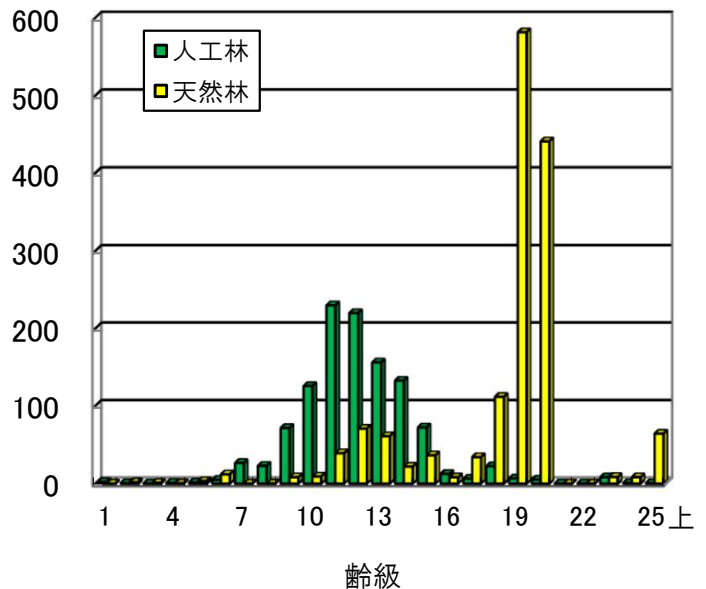
森林計画区内における森林面積の割合

■ 国有林 ■ 民有林



齢級別面積

面積(ha)



注1 各データは令和7年現在。

注2 四捨五入等により内訳と合計が合わない場合がある。

注3 齢級とは、5年をひとくりにし、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下、3齢級、4齢級と続く。

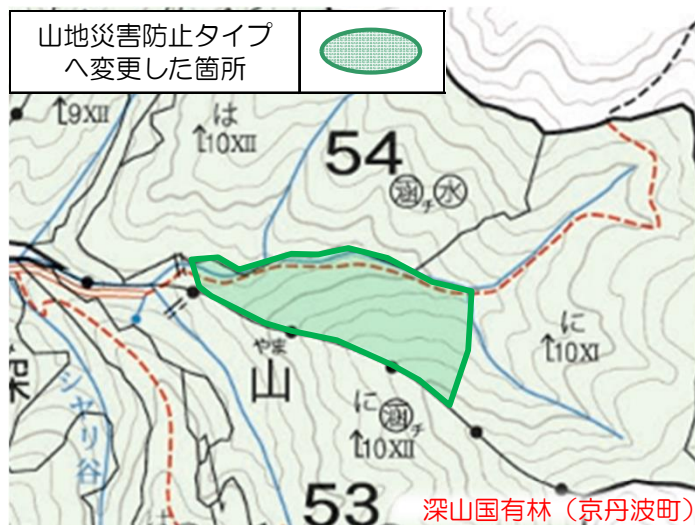
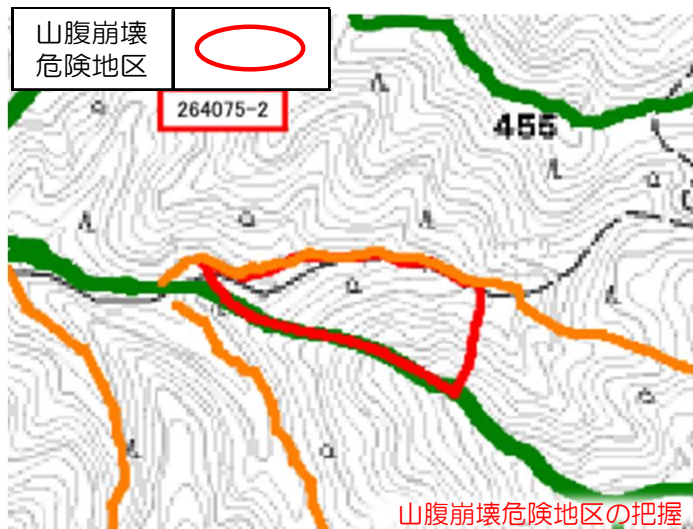
2 計画策定にあたってのポイント

(1) 災害に強い国土基盤の形成に向けての機能類型の変更

気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることを踏まえ、事前防災・減災の観点から、山腹崩壊危険地区に指定された1箇所（3.38ha）を「水源涵養タイプ」から「山地災害防止タイプ」へ機能類型を変更しました。

| 機能類型 | 新計画 (ha) | 現計画 (ha) | 現計画比 (ha) | 国有林 (市町村) |
|-----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 山地災害防止タイプ | 894.96 | 891.58 | +3.38 | 深山 (京丹波町) |

【 山地災害防止タイプへ変更した国有林 】



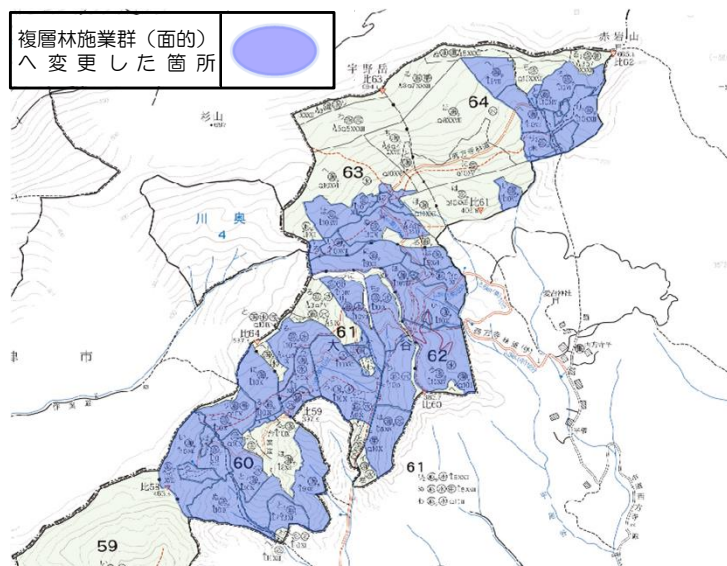
(2) 森林の有する多面的機能の発揮に向けた施業群の変更

森林・林業基本計画において、急傾斜地や林地生産力の低い森林のうち、公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林については、帯状等の伐採と植栽による確実な更新より育成複層林へと誘導することとされています。

このため、水源涵養タイプの人工林のうち一定の条件に見合うものについては、育成複層林へ誘導する施業を行う「複層林施業群 (面的)」へ変更しました。

| 施業群 | 新計画 (ha) | 現計画 (ha) | 現計画比 (ha) | 変更前の施業群 |
|-------------|----------|----------|-----------|---------|
| 複層林施業群 (面的) | 210.28 | — | +210.28 | 長伐期施業群 |

【 育成複層林へ誘導する代表的な国有林 】



3 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 主要事業量（令和8年度～令和12年度：5か年）

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、272ha（3.0万m³）の間伐を実施し、間伐材の有効利用に努めます。

また、9ha（0.3万m³）の主伐を実施します。

| 事業区分 | | 新計画 | 現計画 | 増減事由 |
|------|--------|-------------------------------|-------------------------------|------------------|
| 伐採総量 | 主伐 | 9ha (2,708m ³) | 4ha (1,625m ³) | 複層林誘導のための伐採指定の増 |
| | 間伐 | 272ha (29,819m ³) | 294ha (28,054m ³) | 間伐対象林分の減 |
| 更新総量 | 人工造林 | 14.57ha | 8.10ha | 主伐の増加に伴う増 |
| | 天然更新 | — | — | — |
| 保育総量 | 下刈 | 34.60ha | 33.90ha | 人工造林の増加に伴う増 |
| | 除伐 | 2.54ha | 0.91ha | 対象箇所増加に伴う増 |
| 林道事業 | 開設 | 290m | 2,000m | 森林整備箇所に応じた減 |
| | 改良 | 140m | 178m | 修繕箇所の減少に伴う減 |
| 治山事業 | 保全施設 | 1箇所 | 4箇所 | 荒地等復旧対象箇所の減少に伴う減 |
| | 保安林の整備 | 4.16ha | 19.51ha | 整備対象森林の減少に伴う減 |

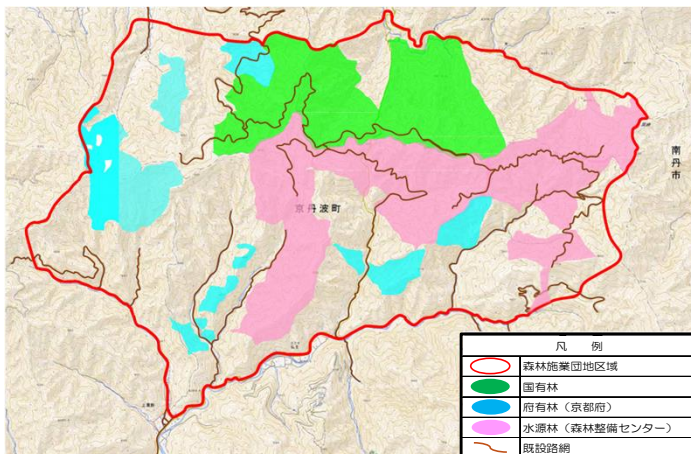
- 注1 主伐とは、利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。
 注2 間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。
 注3 更新とは、伐採等により樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。
 注4 除伐とは、育てようとする樹木の生長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。

(2) 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林整備協定を締結するとともに森林共同施業団地を設定し、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、民有林と協調を図りつつ計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組みます。本計画区では1箇所では協定を締結しています。

| 名称 (所在市町) | 対象地・協定者 | | |
|--------------------------------|---------|-------|----------------------------|
| 由良川流域における 森林共同施業団地 (綾部市) | 民有林 | 679ha | 京都府 森林整備センター 近畿北陸整備局 |
| | 国有林 | 305ha | 古屋国有林 |

【共同施業団地位置図】



【現地検討の様子】



京都府所管の府有林間伐搬出及び作業道作設にあたり、既設作業道からの連結可否について、現地検討等を実施（令和6年12月）。
 参加者：京都大阪森林管理事務所、京都府、森林整備センター、京丹波森林組合

(3) 林道等の路網整備

林産物の搬出、森林の育成、適切な保全管理等を効率的に行うため、自然・社会的条件を考慮しつつ、林道等の路網を計画的に整備します。

本計画区では、幹線林道を補完すべく林業専用道の開設を行い、効率的に森林整備事業が出来るよう計画を行っています。

【開設した林業専用道（作業道格上げ）】



大谷国有林（舞鶴市）

【林業専用道開設（作業道格上げ）予定箇所】



大谷国有林（舞鶴市）

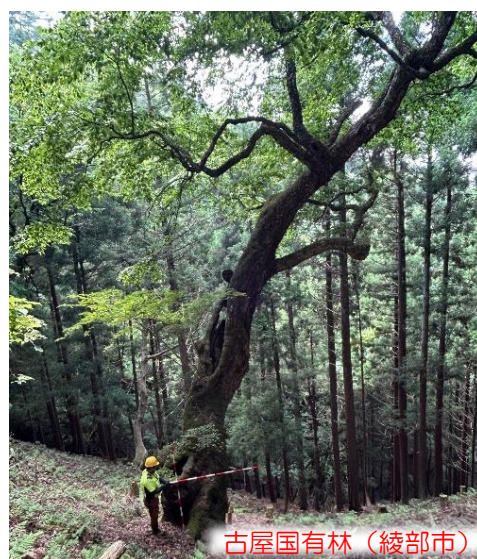
4 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巨樹・巨木の保護

次世代への財産として健全な形で残していくべき巨樹・巨木について、地域住民による自主的な保全活動の推進を含め、表示板の設置、周辺森林環境の整備等の保護活動に努めます。

本計画区には、国有林の代表的な巨樹・巨木として「森の巨人たち百選」に選定された「上津灰のミズメ」（樹高約20m、幹回り416cm、推定林齢400年以上）があり、地元市町村等との連携の下、適切な保護管理に努めます。

【上津灰のミズメ】



古屋国有林（綾部市）

(2) ニホンジカ等の被害対策

本計画区では、ニホンジカの生息密度が高く、シカによる植栽木や下層植生の食害が発生していることから、防護柵設置等の被害対策を行います。

また、宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会と宮津市内における野生鳥獣被害防止対策推進協定を締結し、国有林及び近隣の民有林において、連携して被害対策に取り組みます。

【国有林内に設置された長距離無線式捕獲パトロールシステムの親機※】



須津山国有林（宮津市）

※罾の見廻りを軽減するために長距離無線を使用し、獣の捕獲をメールで知らせるシステムで、ランニングコストがかからない。またWeb上で捕獲の効率的な管理が可能。